（違反に対する異議申立て） **第８条**　前条第１項又は第２項に基づく文書警告を受けた事業者は、文書警告を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に文書をもって異議の申立てをすることができる。 ２・３　（略）	（違反に対する異議申立て） **第８条**　前条第１項又は第２項に基づく文書警告を受けた事業者は、文書警告を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に文書によって異議の申立てをすることができる。 ２・３　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第３号）第２項各号に規定するものをいう。 ４　（略） （チラシ等の必要表示事項） **第３条**　事業者は、チラシ等において家電品の販売条件を表示する場合には、施行規則で定めるところにより、次に掲げる第１号から第３号までの事項を当該チラシ等に表示されている家電品ごとに、第４号及び第５号の事項を当該チラシ等に、明瞭に表示しなければならない。 ⑴～⑸　（略） ２・３　（略） （おとり広告の禁止） **第８条**　事業者は、次のいずれかに該当する表示をしてはならない。 ⑴　（略） ⑵　取引の申出に係る家電品の販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその家電品についての表示	（定義） **第２条**　（略） ２　（略） ３　この規約において「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第２条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第３号）第２項各号に規定するものをいう。 ４　（略） （チラシ等の必要表示事項） **第３条**　事業者は、チラシ等において家電品の販売条件を表示する場合には、施行規則で定めるところにより、次に掲げる第１号から第３号までの事項を当該チラシ等に表示されている家電品ごとに、第４号及び第５号の事項を当該チラシ等に、明りょうに表示しなければならない。 ⑴～⑸　（略） ２・３　（略） （おとり広告の禁止） **第８条**　（同左） ⑴　（略） ⑵　取引の申出に係る家電品の販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその家電品についての表示
⑶　取引の申出に係る家電品の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合のその家電品についての表示 ⑷　（略） ２　事業者は、チラシ等において行う家電品の表示に際しては、その販売数量、供給期間について次の基準によらなければならない。 ⑴　当該家電品の販売数量は、予想購買数量の大部分に応えるものでなければならない。ただし、当該チラシ等において、販売数量を明瞭に記載している場合（連合広告（同一のチラシ等において、複数の店舗での家電品の販売を訴求する広告をいう。）にあっては施行規則で定める表示をしている場合）は、この限りでない。 ⑵～⑷　（略） （公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の設置） **第11条**　この規約の目的を達成するため、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 ２　（略）	⑶　取引の申出に係る家電品の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明りょうに記載されていない場合のその家電品についての表示 ⑷　（略） ２　（同左） ⑴　当該家電品の販売数量は、予想購買数量の大部分に応えるものでなければならない。ただし、当該チラシ等において、販売数量を明りょうに記載している場合（連合広告（同一のチラシ等において、複数の店舗での家電品の販売を訴求する広告をいう。）にあっては施行規則で定める表示をしている場合）は、この限りでない。 ⑵～⑷　（略） （社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の設置） **第11条**　この規約の目的を達成するため、社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。 ２　（略）

附　則

この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。

二　家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（表示の基本） **第３条**　家電品は、快適な日常生活を求める一般消費者の期待の実現に深くかかわり、大きな役割を担っている。 これらは、電気エネルギーを使い、頻繁に使用され、多様な機能を持ち、技術変化の著しい機器であることから、安全性、使いやすさ、保守サービス性、地球環境への配慮等が求められ、一般消費者の商品選択や購入、使用に際しては、商品についての正しい理解が重要である。	（表示の基本） **第３条**　（同左）